

証券監督者国際機構 (IOSCO)

「ヘッジファンドのポートフォリオのバリュエーションに関する原則」について

経緯

証券監督者国際機構 (IOSCO) では、作業部会である投資管理常設委員会 (SC5) において、ヘッジファンドに係る諸問題について検討を行っている。

2001 年にヘッジファンドに係る実態調査を行い、その結果を報告書「個人投資家に販売されるヘッジファンドに関する報告」(Regulatory and Investor Protection Issues Arising from the Participation by Retail Investors in (Funds-of) Hedge Funds)として 2003 年 2 月に公表している。その後、ヘッジファンドを取り巻く環境の変化もあり、2005 年 3 月に再び実態調査を実施し、報告書「ヘッジファンドに対する規制状況 調査及び比較検討」(The Regulatory Environment for Hedge Funds a Survey and Comparison)としてとりまとめた。本報告書のなかで、投資家保護策の一つとして、ヘッジファンドのポートフォリオのバリュエーション(評価)に関する原則の整備を提言している。

2006 年 2 月以降、投資管理常設委員会 (SC5) において、金融業界の実務者を巻き込んだ形で、バリュエーションに関する実務的な原則を策定している。

ディスカッション・ペーパー(案)の概要

本ペーパー(案)は、ヘッジファンドのポートフォリオのバリュエーションの際に生じうる構造上及び実務上の利益相反を回避するために策定された以下の 9 つの実務的な原則を提示。

- 原則 1: ヘッジファンドが保有している金融商品に関する包括的な評価方針及び評価プロセスは、文書化されるべきである。
- 原則 2: 評価方針には、ヘッジファンドが保有している全ての金融商品の評価手法が明記されるべきである。
- 原則 3: ヘッジファンドが保有している金融商品は、特定の評価方針及び評価プロセスに従って継続的に評価されるべきである。
- 原則 4: 評価方針及び評価プロセスは、適切性を確保するために、定期的に見直されるべきである。
- 原則 5: 評価方針及び評価プロセスの採用及び見直しは、高次の独立性をもって実施されなければならない。
- 原則 6: 評価方針及び評価プロセスに則って算出された値、とりわけ運用者の影響を受けやすい値の評価については、適切な独立性を確保したレビューが行わなければならない。

- 原則 7: 評価方針及び評価プロセスには、評価方針とは異なる評価が行われた際(独立した者によって行われた場合を含む)の対処方針が記載されるべきである。
- 原則 8: ファンドの統治組織(取締役会、ジェネラル・パートナー等)は、バリュエーション業務を行なわせるために指定した第三者について、採用時及び定期的にデュー・ディリジェンスを行うべきである。
- 原則 9: ヘッジファンドのポートフォリオのバリュエーションに関わる取り決めは、投資家に対して透明性が確保されたものでなければならない。